

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年6月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

#### 京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第1条の2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 前項各号に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同項第2号及び第4号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人が、代表者として退職手当の支給を受ける手続を行わなければならない。

4 前各項の規定によって遺族が退職手当を受けようとするときは、死亡届に職員であつた者との続柄を証する戸籍謄本及び医師の死亡診断書又は死体検案書を添えて管理者に提出しなければならない。

5 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第2条第3項を次のように改める。

3 一般の退職手当等（次条から第3条の2まで及び第6条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、管理者が、死亡により退職した者に対する一般の退職手当等の支給を受けるべき者を確知することができないときその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1項第1号及び第2号中「別表」を「別表第1」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 自己の都合により退職した者（第8条第1項各号に掲げる者を含む。）及び管理者が前2号の規定によることが適当でないとする者に対しては、その者の勤務期間に応じ、別表第1丙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額

第3条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 基礎在職期間（職員としての引き続いた在職期間並びに他の任命権者の所属職員が引き続いて職員となった場合におけるその者の他の任命権者の所属職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他別に定める者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員となった場合におけるその者の職員以外の地

方公務員等としての引き続いた在職期間（これらの在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた他の任命権者又は地方公共団体等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。）をいい、その者がこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。以下同じ。）中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

第3条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（第5項に規定する月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

第3条の2第4項及び第5項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(退職手当の調整額の不支給)

第3条の3 前条の規定による退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の規定による退職手当の基本額が支給されない者

(2) 第3条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

第4条第1項から同条第3項までを次のように改める。

退職手当の基本額の計算の基礎となる勤続期間の計算は、基礎在職期間による。

2 前項の規定による勤続期間の計算は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の月数による。

3 職員が退職した場合（第8条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、第1項の規定による勤続期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

第4条第5項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第5条から第15条までを削り、次の11条を加える。

(葬祭料)

第5条 職員が死亡した場合において、遺族がないときは、葬祭を行った者に対して、遺族に支給すべき退職手当の額の範囲内における金額を葬祭料として支給することができる。

2 前項により、葬祭を行った者が葬祭料を受けようとするときは、葬祭料支給申請書に葬祭費用の支出を証する書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第6条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、第2条の2から第3条の2までの規定による退職手当に含まれるものとする。ただし、当該退職手当の額が同法第20条及び第21条の規定による給付の額に満たないときは、当該退職手当のほか、その差額に相当す

る金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第7条 勤続期間12月以上（雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者其他国家公務員の例に準じて別に定める者については、6月以上）で退職した職員が、退職の日の翌日から起算して別に定める期間内に失業している場合において、その者が既に支給を受けた一般の退職手当等の額が、その者に同法の規定が適用されたとしたならばその者が支給を受けることができる基本手当の額に満たないときは、その差額及び同法の規定によるその他の失業給付に相当する金額を、退職手当として、同法の例により支給する。

2 前項に規定する退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響（以下「支給制限に係る考慮事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行なうことができる。

- (1) 懲戒免職処分（地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分をいう。以下同じ。）を受けて退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者

- 2 管理者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、通知をすべき内容を市役所及び区役所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明

した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが、公務に対する信頼を確保するうえで支障を生じると認めるとき。

(2) 管理者が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員又は他の任命権者の所属職員の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 次に掲げる者（以下「死亡退職者の遺族等」という。）に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 死亡による退職をした者の遺族

(2) 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分が行われた後において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、管理者は速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反する

と認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮（こ）以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分が行われた後において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、管理者は速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第7条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規



定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第7条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮(こ)以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、支給制限に係る考慮事情及び第8条第1項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮(こ)以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 管理者が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を

除く。)について、基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 2 死亡退職者の遺族等に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、支給制限に係る考慮事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 管理者は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第8条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第11条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第7条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第13条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、第7条の規定により算出される金額（次条及び第13条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
  - (3) 管理者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第7条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、管理者は、同項の規定による処分を行うことができない。
  - 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 4 管理者は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 5 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
  - 6 第8条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 死亡退職者の遺族等に対し一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、管理者は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、支給制限に係る考慮事情のほか、当該死亡退職者の遺族等の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の

全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第8条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第11条第5項又は前条第3項において準用する京都市行政手続条例第16条第1項の規定による通知を受けた場合において、第11条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることな

く死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第9条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられた後において第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であ

った場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間のうち職員又は他の任命権者の所属職員としての在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第11条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得し、又は取得する見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。

7 第8条第2項並びに第11条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 京都市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第11条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への諮問)

第14条 管理者は、第10条第1項第3号若しくは第2項、第11条第1項、第12条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第15条 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

2 職員が引き続いて他の任命権者の所属職員及び職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての在職期間が、他の任命権者の所属職員及び職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、他の任命権者の所属職員及び職員以外の地方公務員等としての在職期間に通算されることとなるときは、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)